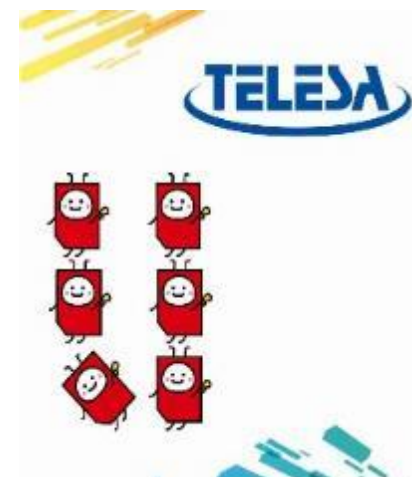


競争ルールの検証に関するWG(第53回) 関係者ヒアリング資料

2024年3月13日

一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会

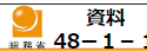


しむし

© 〇〇 MVNO委員会

モバイル市場競争促進プラン 当委員会の受け止め

- モバイル市場の活性化、サービスの高度化や利用者利便の向上は、2019年以降、行政により電気通信事業法・電波法の両面により、累次にまた網羅的に講じられてきたモバイル分野における競争促進政策の賜物
- 2023年11月に公表された「モバイル市場競争促進プラン」においての取組が促進されることにより、MNOとMVNOのイコールフットイングが確保され、モバイル市場全体が、より一層料金・サービス本位の公正な競争環境へ整備されることに期待



日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン

基本方針

- モバイルは、技術革新のスピードが速くイノベーションが生じやすく、そして、何よりも国民の日々の生活に密着した不可欠なもの。
⇒ このため、モバイルが**納得感のある料金**で**良質なサービス**となれば、**日々の生活はより豊か**になる。
- 一方、寡占的な市場環境を踏まえると、**料金・サービス本位の競争**につながる**環境整備を一層進める**ことが重要。
⇒ このため、年内の**制度改革**、**利用者にあった料金プラン選択促進のための広報等**を**順次実施**。**フォローアップ**とともに**更なる競争促進化策を検討開始**。

これまでの取組

今後の取組

① 納得感のある料金・良質なサービスの実現

<ul style="list-style-type: none"> ● 端末の廉売競争から、通信料金・サービス競争へのシフト <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信料金・端末料金の分離の徹底 2019年法改正 ● 端末流通市場の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古端末の安心・安全な流通の促進 (中古端末の利用者情報の処理方法等の明確化) 2019年民間事業者団体による自主ガイドライン策定 ● 代理店による不適正な営業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 代理店の届出制度導入 2019年法改正 <p><small>※1 MNO: 移動通信事業者 (Mobile Network Operator) の略称。移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1円端末」販売等につながる過度な割引を規制 (→転売ヤー等の防止) 年内に省令改正 ・ 中古端末の安心・安全な流通の促進 (マイナンバーカード機能の処理方法の明確化) 民間事業者団体による自主ガイドライン改正を促進 (年内に議論開始) ・ MNO※¹による代理店の指導強化 年内にガイドライン改正
---	--

② 事業者間の乗換えの円滑化の加速

<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者を乗り換えるための費用 (スイッチングコスト) の低廉化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 違約金上限を規定 (1000円) 2019年法改正 ・ SIM※²ロックの原則禁止 2021年ガイドライン改正 ・ MNP※³の無料化・ワンストップ化 2020・2023年ガイドライン改正 <p><small>※2 SIM: 加入者識別モジュール (Subscriber Identity Module) の略称。サービスを提供する電気通信事業者とそのサービスに係る契約を締結している者 (加入者) を特定するための情報 (プロフィール) を記録した電磁的記録媒体。 ※3 MNP: モバイル・ナンバー・ポータビリティ (Mobile Number Portability) の略称。契約している携帯電話事業者を、電話番号を変えずに変更できる仕組み。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新料金プランの移行の検討促進のための広報 順次実施 (補正予算要求) ・ MNPワンストップ化の推進 対応事業者の拡大推進
--	--

③ 事業者間の公正な競争環境の整備の促進

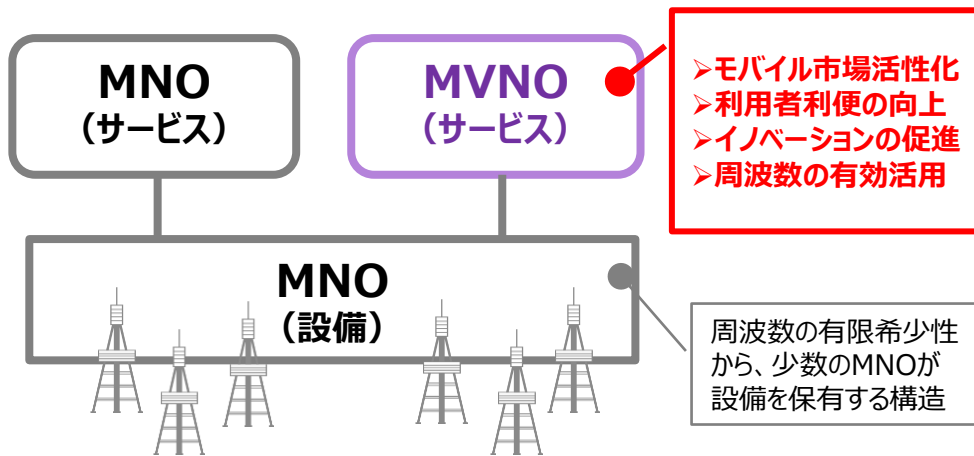
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者間の競争環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ MNOとMVNO※⁴との間の卸協議の円滑化 2022年法改正 ・ MVNOのネットワーク使用料 (接続料・卸料金) の低廉化 2020年省令改正 <p><small>※4 MVNO: 仮想移動通信事業者 (Mobile Virtual Network Operator) の略称。移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用せず他社から借り受けることで、移動通信サービスを提供する電気通信事業者。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信・端末分離規制の基準値の引き上げ (→独立系MVNOを規制の対象から除外) 年内に省令改正 ・ 周波数の追加割当て フラチナバンド: 10月に割当て 4.9GHz帯: 年度内目途に 独自の案件取りまとめ ・ 接続料の更なる低廉化 データ接続料: 約3割減 (2025年度までに (2023年度比))
--	---

実施状況のフォローアップ^oに加え、更なる競争促進化策の検討を開始 (来年夏を目途に取りまとめ)

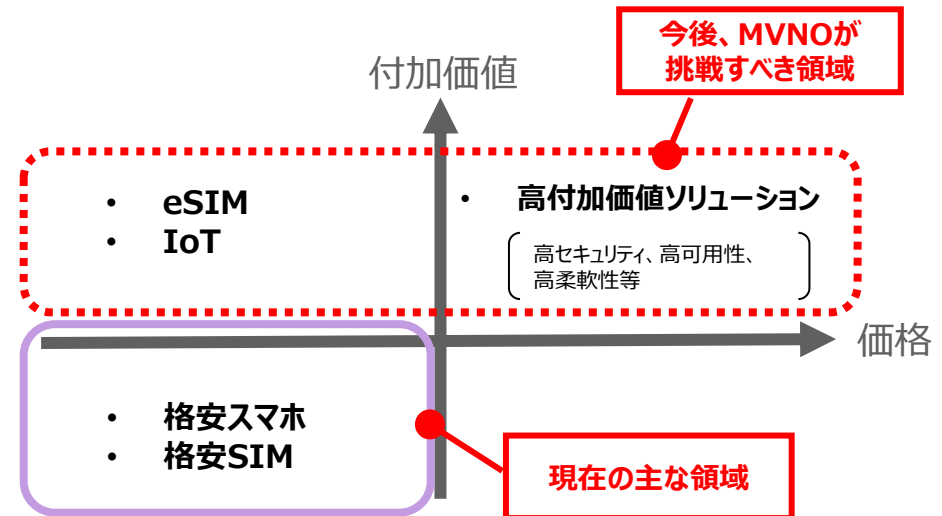
モバイル市場におけるMVNOの役割

- MVNOは、周波数の有限希少性から少数のMNOによる寡占であるモバイル市場に楔を打ち込むとともに、MNOによる旧来のビジネスからの脱却を先導し、モバイル市場の競争を活性化させることで、消費者の選択肢の多様化や、利便性の向上に大きく寄与
- 2023年6月末時点で、MVNOの契約数は3,091万、そのモバイル市場におけるシェアは14.5%となっている
- 今後とも少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、モバイル市場の競争を活性化し続け、さらに多くの利用者に対し安心・安全に使える高度で多様なサービスを提供していくとともに、Society 5.0の実現による社会的課題解決を図っていくためには、MVNOの存在・役割は引き続き重要

モバイル分野における設備保有の構造



今後MVNOが果たす役割



指定対象事業者の見直し等に関する 当委員会の考え・要望

① 指定対象事業者の基準について、MNO・MVNO共通の閾値を設けることについてどのように考えるか。

- 周波数資源の有限希少性に起因して、設備を保有するMNOの数が少数に限定される構造が避けられないなか、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」の間には“圧倒的な交渉の優位性”や“情報の非対称性”が存在する状況
- 事業法第27条の3（通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの禁止等）は、公正な競争環境の確保が目的であるところ、前述のとおりMNO 4社は周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用する事業者であり、競争影響が少ないとは考えられないことから、規律対象となっていると認識
- また、2021年10月以降発売の端末はSIMロックが原則廃止になったものの、MNOが独自販売する端末において、他社の周波数に対応していないものがあるとして、本WGでの検討の結果、「競争ルールの検証に関する報告書2022」（2022年9月）が取りまとめられ、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」が改正（2022年12月）されたこと等を踏まえれば、MNOが競争に与える影響は、現時点においても一定程度存在すると認識
- この点、指定対象事業者の基準について、周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用するMNOとMNOの設備を借りて運用するMVNOの間には、依然として市場での競争力や影響力に大きな差が存在していると考えられることから、これまで通りMNO及びMNOの特定関係法人については、利用者の数の割合とは関係なく、指定対象とすべき
- なお、仮にMNOに閾値を設けるのであれば、MVNOの閾値より低い値で別に設けることが必要

② 指定対象事業者の閾値を、他の例にならい、例えば、10%、25%に変更することについてどのように考えるか。

- 総務省「競争ルールの検証に関する報告書 2023」(2023年9月)では、指定事業者の範囲に係る規律の見直しについて、「2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数(約500万人)程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないとも考えられることから、MVNOの指定対象範囲を4%(約500万人相当)とすることが適当である。」との考え方が示されたと認識
- この点、指定対象事業者の閾値変更の検討において、仮に閾値を10%に変更した場合、事業者間の適正な競争関係に大きな影響を及ぼすことも懸念され、この点については、市場シェアの目標値を定めた「クープマンの目標値」においても、おおよそ10%(10.9%)であれば、「市場認知シェア」として定義されており、一定の競争力を有していると考えられることからその可能性は否定できないと思料
- 今後の議論においては、MNOとMVNOの市場での競争力や影響力の差を踏まえ、公正な競争環境の確保に留意し、指定対象事業者の基準を検討いただくことを要望

- 通信モジュール向けの通信サービスに関して、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することについてどのように考えるか。
- 通信モジュール向けの通信サービスに関して、例えば、コネクテッドカーの車内WiFi機能など、使用する場所・場面等が相当程度特定されているものであれば、27条の3の規律の対象外とした場合でも事業者間の適正な競争への影響は少ないと想定
- 一方で、今後IoT機器の普及等により、通信モジュールを利用した通信サービスの多様化も想定され、個々の事業者の判断により潜脱的な行為が生じる可能性もあることから、指定対象役務から除外する通信サービスについては、ガイドライン等に具体的に記載するなど、規律の遵守・適正な運用について留意することが必要

○ ミリ波対応端末における割引上限の見直し（更なる割引）について。

- 先般の電気通信事業法施行規則の改正により、割引上限額が原則4万円へ見直されたものの、「競争ルールの検証に関する報告書 2023」（2023年9月）に示された「通信料金と端末代金の完全分離という改正法の考え方を維持することが適当である」との考え方に変更はないとの認識
- この点、規律見直しの直後から、一部MNOにより、新たな端末購入プログラムと組み合わせた条件等で端末の安値販売（例：月額1円×12カ月 ※1年後買取りが条件）が開始される等、端末代金の値引き等の誘引に頼った競争が根絶されていない状況であることを踏まえると、現状においても通信料金収入を原資とした端末割引による顧客獲得競争が継続しており、料金・サービス本位での競争が不十分な状況
- このため、仮にミリ波対応端末に限定した場合であっても、端末の割引上限額を拡大した場合、モバイル市場の競争に与える影響は小さくないと想定
- また、ミリ波の周波数特性等から利用可能なエリアや施設等は限定的であると想定される所、仮に全利用者の通信料金収入を原資とする場合には、便益を享受する対象が、一部のミリ波対応端末の利用者に集中する等、不公平が生じることも懸念
- 以上を踏まえ、公正な競争環境の確保および、利用者間の公平性の確保の観点から、ミリ波対応の有無に関わらず、端末の割引上限額については現行の規律を維持すべき

一般社団法人テレコムサービス協会

MVNO委員会

MVNO事業に関する情報収集、調査・研究 等)

◆構成員 : 59社 (2024年2月9日現在)

運営分科会

- MVNO委員会の運営に関する事項の検討
- MVNOに関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- MVNOに関する政策提言等の案の検討

消費者問題分科会

- 消費者問題全般についての情報共有
- 消費者問題に関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- 消費者問題に関する政策提言等の案の検討

不払者情報交換 連絡部会

- 未払のある加入者の情報交換
- 不払者情報交換への加入 等

不適正利用防止 検討部会

- 特別利用停止者の情報交換 等

- (株) アーリンク
- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- H.I.S.Mobile (株)
- (株) STNet
- エックスモバイル (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTドコモ
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) 愛媛CATV
- MXモバイル (株)
- (株) オプテージ
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) コスモネット
- (株) コミュニティネットワークセンター
- (株) サジスタム
- GMOインターネットグループ (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- JCOM (株)
- (株) Jストリーム
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- (株) センターモバイル
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- だれでもモバイル (株)
- TIS (株)
- (株) ちゅピCOM
- DXHUB (株)
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- (株) No.1パートナー
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 丸紅ネットワークソリューションズ (株)
- ミーク (株)
- (株) モバイルアーツ
- (株) U-NEXT
- LINEヤフー (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) LinkLife
- (株) レキオス
- Y.U-mobile (株)